

2025 年度(令和 7 年度) 横浜美術館 博物館実習募集要項

将来、美術館や博物館の学芸員になることを目指している学生のみなさんに、作品や資料の収集、保存、調査・研究、展示、教育普及など、学芸員の業務と美術館運営の実際を、講義や実習をとおして学んでいただきます。

1 内 容

横浜美術館の概要と業務にかかわる講義、施設見学、作品の取扱いや展示企画の実習など(別紙スケジュール概要参照)

2 日 程 [全 6 日間]

2025 年 7 月 28 日(月)～7 月 30 日(水)、8 月 4 日(月)～8 月 6 日(水)

各日 10:00～17:00(昼休憩 1 時間程度、各日 18:00 までは展覧会鑑賞や自習活動が可能)

*8 月 1 日(金)～8 月 3 日(日)は展示室と美術図書室での自習活動が可能

3 受 講 料

10,000 円(消費税込)

※期日までに指定口座へお振込みください。詳細は、選考結果通知の際にお知らせします。

4 定 員

10 名程度

※申込書類にもとづいて選考します。

5 応 募 資 格

- (1)四年制大学、大学院に在籍し、美術館や博物館の学芸員となることを志望している人
- (2)現在、学芸員資格取得課程を履修している人
- (3)全 6 日間のプログラムをすべて受講できる人

6 総 則

必ず下記の総則をご確認・ご承諾のうえお申込みください。

(1)受講証

実習中は、横浜美術館が発行する受講証を必ず携帯してください。

※受講証は他の人には譲渡できません。

※受講証を紛失した場合は、早急に届け出てください。

(2)修了証明書

実習終了後に、横浜美術館の所定の書式で、館長名による「修了証明書」を発行します。

ただし、以下に該当する場合は発行しません。

- ① 実習生本人の都合により受講をキャンセルした場合
- ② 「総則(6)」に掲げる事由により、実習を継続できなくなった場合
- ③ 欠席が2日以上となった場合
- ④ 申請事項に虚偽が判明した場合
- ⑤ その他、横浜美術館が修了証明書を発行することが相応しくないと判断した場合

(3)欠席について

やむを得ず欠席する場合は、直接、ないし電話またはメールで事前に連絡してください。

(4)実習の変更の連絡について

日程や内容に変更が生じた場合は、可能なかぎり迅速に連絡します。

※天災による臨時休館や横浜美術館全体にかかわる緊急連絡事項は、美術館のウェブサイトの「新着情報」でもご確認いただけます。横浜美術館が正当な情報配信をしているにもかかわらず、実習生が損害を被った場合は、横浜美術館は一切責任を負いません。

(5)実習生本人の都合による受講のキャンセル

実習開始日の前日(休館日を除く)までに、電話またはメールでご連絡ください。

※メールの場合は、折返し電話でご本人確認をさせていただきます。メールの送信のみでは受講中止は確定しませんので、ご注意ください。(払込後は受講料の返金はできません)

(6)受講をお断りする行為

実習生が以下の行為に及んだ場合は、名札兼受講証を即時返却していただき、以後の受講をお断りします。
この場合、受講料の返金はいたしません。

- ① 受講証を不正に使用した場合
- ② 横浜美術館職員の指示に従わない場合
- ③ 周りの人に迷惑行為をした場合
- ④ 作品や美術館の建造物・什器備品を故意に破損した場合
- ⑤ その他、横浜美術館に重大な損害を与えた場合

(7)実習生の賠償責任

「総則(6)」の結果、横浜美術館に損害が発生した場合は、実習生本人に賠償責任を負っていただきます。

(8)その他

- ① 紛失や盗難の責を負いかねますので、身の回りの品(とくに貴重品)は実習生本人の責任で管理してください。
- ② 許可なく講義や実習の録音、および写真・動画の撮影はしないでください。
- ③ 館内および敷地内は全て禁煙です。
- ④ 地震や火災などの緊急時は、必ずスタッフの指示に従って行動してください。

(9)免責事項

上に記載した以外にも、下記については横浜美術館の免責事項となります。

- ① 実習内容や実習時間の一部変更
- ② 講師の変更
- ③ 実習生本人の都合、および天災や交通機関の停止等により受講ができなくなった場合の受講料の返金

※ただし、日程の大幅な変更など、運営側の都合により受講できなくなった場合は返金の対象となります。

(10)個人情報の保護

実習生の個人情報は、横浜市芸術文化振興財団個人情報保護規程に基づき厳重に管理し、本実習にかかわる連絡以外には使用いたしません。

(11)守秘義務

実習中に知り得た情報(施設管理、所蔵作品、所蔵資料、関係者・来館者・利用者に関する個人情報、職員に関する情報など)を、横浜美術館の許可なく公表しないよう留意してください。また、実習終了後も同様にご注意ください。この義務は、ウェブサイトを紹介した blog や各種の SNS(X, Facebook, Instagram, LINE など)についても同様に適用されます。

7 申 込 方 法

横浜美術館ウェブサイトの以下のページに掲載されている「申込フォーム」(4月22日より申込可能になります)からご応募ください。

<https://yokohama.art.museum/education/relationship/museum-practice/>

※「学芸員になりたい理由と横浜美術館で実習を志望する理由」(1,000字程度)を「志望理由」の欄にご記入ください。

◆ 申込締切 2025年5月14日(水)12:00

8 選 考 結 果 の お 知 ら せ

申込書類にもとづく選考の上、受講の可否はメールで連絡します(5月末予定)。

※この時点ではまだ正式な受入承諾はなされていないので、ご注意ください。

9 受 入 承 諾 ま で の 手 続 き

(1)選考結果の通知後、6月9日(月)必着で、所属の大学・大学院より以下の書類をメールで提出してください。

- ① 横浜美術館館長宛て公文書「博物館実習受入依頼書」
- ② 実習生の写真(縦4×横3cm程度、jpegデータ)

※写真は正面を向いた鮮明なものにすること。

※これらの書類の提出後に、正式に受入れが確定となります。

(2) (1)の書類の確認後、横浜美術館館長名で公印入りの文書「受入承諾書」を、所属の大学・大学院宛てに郵送します(6月末予定)。

◆ お申込み・お問合せ ◆

横浜美術館 学芸グループ 博物館実習担当
〒220-0012 横浜市西区みなとみらい 3-4-1
<https://yokohama.art.museum>
電 話 : 045-221-0300(代表)
(10:00~17:00、木曜日は休館)
メール : yma-curatorial@yaf.or.jp